

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

物価高騰対応重点支援交付金（追加給付分） （7万円/1世帯）のご案内

本給付金は、国から物価高騰対策として交付されている交付金「低所得世帯支援枠」の追加的な拡大に伴い、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、1世帯あたり7万円を支給するものです。

次に該当する場合に支給対象となります（受給できるのは1回のみです）。

令和5年12月1日時点で嘉島町に住民登録がある方で、

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月～12月までに
家計が急変し、**世帯全員が**
「住民税非課税相当」
となった世帯(家計急変世帯)

嘉島町からお知らせが届きます

※令和6年1月下旬から順次発送いたします。

☆お知らせの中に「振込口座名」が記載されている方
⇒手続きはいりません。記載の口座に給付金の振込を行います。

（※口座変更や受給拒否の場合のみ連絡ください）

以下の方は届出・申請が必要です

申請期間：令和6年3月15日（金）まで

☆お知らせの中に「振込口座名」の記載がない方
⇒届出用紙を同封しておりますので、口座番号等が分かるもの（通帳・キャッシュカードのコピー等）と本人確認証のコピーを同封して返送をお願いします。

☆令和5年1月1日に嘉島町に住民登録がなかった方
⇒1月1日時点の住所地の非課税証明書を添付して申請してください。

（※前回、嘉島町に申請済みの方は不要です）

☆令和5年1月2日以降に日本に入国した外国人の方
⇒課税情報がないため、申請には在留カード・パスポート・通帳・収入が分かる書類が必要になります。
なお、租税条約で非課税の方は対象となりません。
※申請書は嘉島町HPからダウンロードできます。

申請が必要です

申請期間：令和6年3月15日（金）まで

- ①申請書
- ②申請者(世帯主)の本人確認書類のコピー
- ③受取口座を確認できる通帳などのコピー
- ④令和5年中(1月～12月)の収入(所得)の申立書
- ⑤「令和5年中(1月～12月)の収入(所得)の額」が分かる書類等（給与明細や事業収入が分かる書類）

※審査の結果、給付金を受け取れない場合もありますのでご了承ください。

※申請書は嘉島町HPからダウンロードできます。

お問い合わせ

嘉島町役場 福祉課 福祉係

096-237-2576(直通)

受付時間 平日8:30～17:15